

学校経営のポイント

## “犯罪被害者等基本計画”の人権教育活用

若井 彌一

昨年の暮れも迫った12月27日、内閣は「犯罪被害者等基本計画」（以下、「基本計画」という）を閣議決定した。

この基本計画は、犯罪被害者等基本法（平成16年12月8日公布、法律第161号、以下「基本法」という）第8条に基づき、内閣が閣議決定・公表したものである。

### 基本方針としての4項目

基本計画は、「1 犯罪被害者等基本計画策定の目的」の「1 犯罪被害者等の置かれている状況」の劈頭で、次のように述べている。

「治安を守り、犯罪等を撲滅するため、我が国においても様々な取組がなされているが、犯罪等は跡を絶たず、人が被害者となった刑法犯の認知件数（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷及び業務上の過失致死傷を含む。）は、平成16年で305万5,018件である。毎年これだけの認知件数があるということは、一生の間犯罪被害者等とならずに過ごすことのほうが困難であるといえよう」（傍線は筆者）。

傍線を施した部分の表現は、見方によっては不適切な表現のように受け止められるかもしれないが、強調の意図はよく理解できる。なお、この文中で使われている「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族を意味する（第2条第2項の定義）。

このような書き出しで始まる基本計画は、全体（全文）がA4判で約70頁にも及ぶものである。ここでは、学校での人権教育との関連で注目しておきたい事項である基本方針4項目を掲げておく。

〔基本方針4項目〕これは、犯罪被害者等のための施策にあたる実施者がめざすべき方向・視点を示

すものである。

- (1) 個人の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること（基本法第3条第1項参照）。
- (2) 犯罪被害者等の個々の事情に応じて、適切に行われること（基本法第3条第2項参照）。
- (3) 必要な支援等が途切れることなく行われること（基本法第3条第3項参照）。
- (4) 施策が国民の総意を形成しながら展開されること（基本法第6条参照）。

### 重要課題5項目と人権教育での活用

上記の基本方針をふまえ、基本計画では「大局的な課題」として、次の5項目を掲げている。すなわち、損害回復・経済的支援等への取組み、精神的・身体的被害の回復・防止への取組み、刑事手続きへの関与拡充への取組み、支援等のための体制整備への取組み、国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組み、の5つである。

そして、これら大括りの5項目に対応して、「具体的施策」として総計280余にも及ぶ施策を示している。

具体的施策については、担当省・庁別の取組み事項が示されており、各省・庁は単独でまたは協力・連携して課題に取り組んでいくことになる。

文部科学省の担当課題として、学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進、人権教育の指導方法等に関する調査研究の成果（第2次とりまとめ 近く公表か）を普及すること、学校における犯罪抑止教育の充実等があげられている。

各学校でも、具体的取組み課題を理解のうえ、自校の人権教育の充実はこの基本計画を活用したい。（わかい・やいち=上越教育大学教授・附属小学校長併任）

●最新刊 好評発売中！●

菱村幸彦【編】A5判230頁・定価2415円 教育開発研究所・刊

学校はどう変わるか！ 義務教育構造改革の中身を徹底整理・検証する！

『最新教育改革ここが知りたい 中教審答申と義務教育改革』